

令和8年度武蔵野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|------------------|
| (1) 年間有収水量 | 16,352,664立方メートル |
| (2) 1日平均有収水量 | 44,802立方メートル |
| (3) 主要な建設改良事業 | |
| ア　ストックマネジメント推進事業（改築等（委託）） | 224,150千円 |
| イ　ストックマネジメント推進事業（改築（工事）） | 249,838千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 下水道事業収益	3,150,704千円
第1項 営業収益	2,613,089千円
第2項 営業外収益	537,613千円
第3項 特別利益	2千円
	支 出
第1款 下水道事業費用	3,114,222千円
第1項 営業費用	2,936,664千円
第2項 営業外費用	175,557千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額429,804千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額24,804千円並びに過年度分損益勘定留保資金405,000千円で補填するものとする。）。

	収 入
第1款 資本的収入	797,567千円
第1項 企業債	398,800千円

第2項	出資金	25,098千円
第3項	補助金	193,155千円
第4項	負担金等	180,513千円
第5項	固定資産売却代金	1千円
支 出		
第1款	資本的支出	1,227,371千円
第1項	建設改良費	857,195千円
第2項	固定資産購入費	330千円
第3項	企業債償還金	368,846千円
第4項	予備費	1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	398,800千円	証書借入れ又は証券発行の方法による。 起債の時期は令和8年度とする。ただし、その全部又は一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0パーセント以内	借入れの時から据置期間を含め、40年以内の償還とする。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。その他償還については、借入先の融資条件に従う。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用との間における流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 職員給与費(217,252千円)については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

東京都武藏野市長 小美濃 安 弘